

第7期 文化審議会著作権分科会の審議状況について

- ◆ **法制問題小委員会, 私的録音録画小委員会, 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会, 国際小委員会**を設置し, 「知的財産推進計画2007」(平成19年5月知的財産戦略本部) 等に挙げられた課題を含めて検討
- ◆ 平成19年10月12日に「**法制問題小委員会中間まとめ**」, 「**私的録音録画小委員会中間整理**」を公表し, 意見募集を実施(10月14日~11月15日)
- ◆ 今期は審議経過の整理にとどめ, 来期も引き続き検討し, まとまり次第, 報告書とする予定

1. 法制問題小委員会の審議経過

● 海賊版の拡大防止のための措置

- ・ インターネット等での海賊版の譲渡等の申出行為は「情を知って」等の一定の要件の下、権利侵害とみなす方向としつつも、適正な運用確保のための工夫を今後検討
- ・ 親告罪の範囲の見直しについては、一律な非親告罪化は不適當一部を非親告罪化することについても慎重な見極めが必要

● 権利制限の見直し

- ・ 薬事法の規定に基づく医療機関等への文献提供については、国際条約との関係や文献提供の実態等について更に検討
- ・ 障害者の情報アクセスの保障のための著作物の利用については、健常者への流出防止策等に留意しつつ、権利制限を講じる方向
- ・ インターネットオークション等で美術品等の譲渡等を行う際の画像掲載については、権利者の利益を不当に害さないための条件に留意しつつ検討

● 検索エンジンの法制上の課題

- ・ 国内で安定的に検索エンジンサービスが実施できるよう、ウェブサイトの収集等の行為について、違法複製物対策等に配慮しつつ権利制限を講ずる方向で検討

● その他の課題

- ・ デジタルコンテンツ流通促進法制
- ・ 私的使用目的の複製の見直し
- ・ 機器利用時・通信過程における一時的固定
- ・ ライセンシーの保護の在り方
- ・ いわゆる「間接侵害」

等について引き続き検討

2. 私的録音録画小委員会の審議経過

● 私的録音録画補償金制度の抜本的見直し

- －著作権法第30条の適用範囲の見直しについて
 - ・以下につき、利用者保護に配慮しつつ第30条から除外する方向の意見が大勢
 - ①違法録音録画物や違法配信からの私的録音録画（一部反対意見あり）
 - ②適法配信事業者から入手した著作物等からの私的録音録画
- －私的録音録画と補償の必要性について
 - ・利用者の行う私的録音録画の全体に着目すれば権利者に経済的不利益があることについては概ね共通理解
 - ・著作権保護技術と権利者が被る経済的不利益の関係については意見の相違があるが、文化庁の提案内容について関係各団体で検討中
 - ・報告書とりまとめを目指して来期も継続検討
- －補償金制度のあり方について（仮に補償の必要性があるとした場合）
 - ・対象機器・記録媒体の範囲等について検討

3. 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会の審議経過

● 著作者が不明等の場合の利用円滑化方策

- ・現行の裁定制度の改善点や、実演家の裁定制度の創設について検討中
- ・権利者が複数存在する場合の円滑化方策について検討中

● アーカイブ事業の円滑化方策

図書館等におけるアーカイブについて、保存やデータの提供の在り方について検討中

● 著作権等の保護期間の延長の是非

保護期間を死後50年から70年へと延長することの是非について、利用の円滑化方策と併せて検討中

4. 国際小委員会の審議経過

● 国際的ルール作りへの参画及び著作権分野の国際協力の在り方

放送条約交渉等の現状を踏まえ、今後の国際対応の在り方について検討